

八尾市有価物集団回収奨励金交付要綱

| | |
|----|------------|
| 制定 | 昭和55年9月25日 |
| 改正 | 昭和58年2月17日 |
| 改正 | 昭和63年3月29日 |
| 改正 | 平成2年3月28日 |
| 改正 | 平成9年9月1日 |
| 改正 | 平成20年1月17日 |
| 改正 | 平成21年2月19日 |
| 改正 | 平成23年2月1日 |
| 改正 | 平成27年3月17日 |
| 改正 | 平成28年4月1日 |
| 改正 | 令和元年5月1日 |

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に伴って排出される廃棄物のなかから再資源化できる有価物を集団回収する住民の団体に対して助成を行うことにより、ごみの減量、再生資源化を推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(奨励対象団体)

第2条 奨励金の交付対象は、八尾市内の町会、自治会、子供会、婦人会、老人会等営利を目的としない八尾市在住の住民で構成される住民の団体とする。

(奨励の対象となる有価物)

第3条 奨励金の対象となる有価物は、八尾市内で発生する古紙類、布類、金属類とする。ただし、事業活動に伴って発生する有価物は対象外とする。

(奨励金額)

第4条 奨励金の額は、前条に掲げる有価物1キログラムについて5円とする。

(登録)

第5条 奨励金の交付を受ける団体は、有価物集団回収実施申込書(様式第1-1号)及び団体の規約の写しを市長に提出し、あらかじめ市に登録しなければならない。また、集団回収の実施にあたり異動等が生じた場合は、有価物集団回収実施異動届(様式第1-2号)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を申請する団体は、次の各号に掲げる集団回収を実施した期間に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期日(ただし、掲げる日が八尾市の休日を定める条例第1条第1項で掲げる日に該当する場合は、その翌日)までに、それぞれに定める申請書により、市長に申請しなければならない。

(1) 4月から3月までの1年間 4月末日

有価物集団回収奨励金交付申請書〔年間分〕（様式第2号）

（2）4月から9月までの半年間 10月末日

有価物集団回収奨励金交付申請書〔前期分〕（様式第3号）

（3）10月から3月までの半年間 4月末日

有価物集団回収奨励金交付申請書〔後期分〕（様式第4号）

2 前項の申請に際しては、回収業者が申請しようとする団体に対して発行する取引数量を記載した仕切伝票（原本）、または計量票（写しでも可）を添付しなければならない。

（交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体に対して、口座振替の方法により奨励金を交付するものとする。ただし、奨励金が交付される口座の名義は、当該団体の名称または代表者、もしくは会計責任者のものでなければならない。

（立入調査）

第8条 市長は、奨励金の交付の適正な執行を期するため、奨励金の交付を受けようとする団体に対して職員にその事務所等に立ち入らせ、書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が、虚偽または不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、交付額の決定の一部または全部を取り消すものとする。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年9月25日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月17日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月29日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年3月28日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。